

《機構ニュース》 —第 117 回発行—

近畿定期借地借家権推進機構 2013/12/6

●民法改正と婚外子問題……理事・CFP 信本 忍

婚外子の相続分を嫡出子の半分とする規定（民法 900 条 4 号）を削除する民法改正案が 12 月 5 日未明参議院本会議で可決され成立しました。改正後の民法は、最高裁がこの規定を違憲と判断した翌日の今年 9 月 5 日以降に開始した相続から適用するとしています。しかしながらまだ未婚のひとり親・婚外子に対しては、寡婦（夫）が優遇されているのに比べ税（寡婦控除無し）・保育料・公営住宅の家賃等で、差別の解消はされておられません。（一部自治体ではみなし適用するところも出てきておりますが、まだ少数です）

世界の婚外子比率をみると、スウェーデンが最も多く 54%・フランス 52%・イギリス 43%・アメリカ 40%に対して日本は、2.2%にすぎません。欧米での割合が高いのは、法的保護や社会的信用が定着しておりフランスなど出生率回復にも大きく寄与しております。

日本でも野田聖子議員が自ら婚外子であったことを告白するなど婚外子を社会的に認知していく方向をたどっていくものと思われます。しかしながら一方で社会的認知度の低さ・欧米との文化の差など皆婚慣習がなお根強く、依然として婚外子に対する差別発言や風当たりが厳しい面も残っております。

●全国主要都市地価 7 割超が上昇……国交省 11/26

国交省は全国主要都市 150 地点の四半期ごとの地価動向報告（10 月 1 日時点）を公表しました。その内 71%に当たる 107 地点で上昇で、都市部では上昇基調が続いております。東京圏・大阪圏は 7 割の上昇、名古屋圏は全 14 区画で上昇、地方圏では仙台市や広島市など 6 割が上昇。用途別では住宅地が 8 割上昇しており消費増税前の駆け込み需要も要因の 1 つと思われます。

<http://tochi.mlit.go.jp/kakaku/chika-look>

●住宅地価格上昇に「一服感」……住宅新報大阪支社 11/26 号記事より

住宅新報社大阪支社が行った関西圏主要駅周辺の住宅地地価調査（10 月 1 日時点）によると前回調査（7 月 1 日時点）に比べ 0.01 万円とわずかに下げました。対前回比で下げるのは、8 期ぶりです。前年同期比では 1.4%上昇で 6 調査続けて上昇です。消費増税後の先行き感が不透明なことから特に 6 か月先見通しの各指標も下がっております。府県別では、京都府が 0.6%・兵庫県が 0.1%下落それ以外は上昇です。大阪府では特に南大阪で下落地点が大きく減少しようやく底打ち感が出てきており泉佐野では 11%の上昇です。全体的に価格調整が進んだものとみられます。前年比最高上昇率では、南草津の 18%・姫路 16%・西明石 15%と続きます。

●「定借 郊外に可能性」……住宅新報 11/12 号

住宅新報の記事です。添付ファイルからご覧ください。

編集責任・発行：事務局

特定非営利活動法人（NPO 法人）

近畿定期借地借家権推進機構

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町 1-8-9 船場中央ビル 6 階

T E L 06-6265-3643 F A X 06-6265-3644

<http://www.kinkiteisyaku.or.jp> kinki20@kinkiteisyaku.or.jp
